

明治二十四年の皇室會計法について

島 善 高

一 はじめに

明治皇室典範第九章「皇室經費」には第四十七条に

皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ国库ヨリ支出セシム

なる条文と、第四十八条に

皇室經費ノ予算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法ノ定ムル所ニ依ル

なる条文があつて、皇室經費について規定されている。兩条に附せられた義解によれば、皇室經費は毎年国库から支出されるが、これは天皇の元首としての当然の権利であるから、議會は既定の歳額を議したり會計検査院で検査したりする権利を有せず、ただ新たに増額する際に協賛し得るのみであつた。また皇族の歳費もこの皇室經費に包含され、別に国库予算に科目を設けないこととされた。そして、皇室經費の精確と節約を期するために、皇室會

計法を定めることにしたという。

ところで、ここにいう皇室会計法は皇室典範制定当時まだ制定されていず、明治二十一年三月九日制定の全五章五十七箇条からなる「帝室会計法」が存在していたが、この帝室会計法がどのような内容のものであり、また皇室典範規定の皇室会計法がどのような経緯で制定されるのかについては、必ずしも明かにはされていない。それというのも、皇室会計法制定に関する史料の所在が殆ど明かではなく、今日、我々が依拠し得るものといえ、僅かに明治三十二年五月に帝室会計審査官兼式部官の飯田巽が編纂した『皇室財政沿革記』（宮内庁書陵部所蔵）があるに過ぎないからである。この後、皇室会計法に言及した研究文献として黒田久太『天皇家の財産』（三一書房、一九六六年）や川田敬一「明治前半期における皇室経済関係法の成立過程（上）・（下）」（『藝林』第四十二巻第三・四号）があるけれども、これらも右『皇室財政沿革記』の叙述の範囲を一步も出ない。

かくいう筆者とて『皇室財政沿革記』に述べられていること以外に多くを知るわけではないが、帝室会計法から皇室会計法に変更される時期に属する史料若干を手がかりに、従来の研究で論及せられていない点を明らかにしておきたいと思う。それとともに、帝室会計法及び皇室会計法の原文をここに翻刻紹介することにした。蓋し、両会計法の原文は、管見の及ぶ限りでは『皇室財政沿革記』所載のもの以外に、一般には公になっていないからである。因みに『皇室財政沿革記』巻頭の飯田巽の序文によれば、会計法制定当時、内蔵寮において皇室会計の沿革を編纂する計画があったが、その違がなく荏苒経過し、明治三十一年九月になって宮内大臣子爵田中光頭から飯田及び内蔵助兼調度局主事田中直慈に調査が下命されたという。そしてそのことを財政主管たる内蔵頭渡辺千秋に謀った上で編纂したが、但し御料部の沿革は後日御料局において編纂する予定であるからこれを除外したのだという。な

お宮内庁書陵部には現在、この『皇室財政沿革記』は十一冊からなるもの（一六九函四二七号）と十五冊（五〇六函四八号）からなるものと二部存在するが、前者は利用が認められず、筆者が利用出来たのは後者のみである。また本稿の叙述で典拠を明示していないところは、すべてこの『皇室財政沿革記』に拠っている。

二 明治二十一年の帝室會計法

皇室の経費は維新当初、これを大蔵省が管理していたが、明治二年に宮内省が設置せられて、宮内省が管理するようになった。けれども宮内官の俸給や皇族費は未だ大蔵省が管理していた。『明治天皇紀』明治七年九月二十九日条に

従来帝室費は宮内省定額金を以て支弁するの制にして、定額金の剰余は之れを御手許の儲金として年々蓄積したり、然れども其の額、今に至るまでに僅かに五万九千二百余円に過ぎず、之れに先皇の御遺産十萬二千二百六十八円の元利金等を加へたるもの、是れ当時帝室の御儲蓄金の総額たり、曩に政府は聖旨を体して各省に令するに経費節約の事を以てすると共に、明治六年度の定額金の剰余は之れを大蔵省に還納せしむることとせり、然りと雖も宮内省にして他の各省と同じく之れを還納せんか、将来帝室費支弁に一大支障を生ずるの虞あり、是に於て宮内卿徳大寺実則は太政大臣に上陳する所ありき、是の日、明治七年度迄の殘金は旧に依り御手許に留めて之れを貯蓄せしめ、八年度よりは帝室費と宮内省費とを別途に定むることとす、而して明治八年度の予算に於ては御手許金として十二万円、皇太后・皇后の支用として各々一万八千円の帝室費を計上し、宮内卿輔

をして之れを管理せしめ、必要の場合には大臣と協議の上之れを出納することと定む、

とある。それが明治九年十一月六日になって、皇室費を宮内省費と帝室費（御手元御用度費）と皇族費との三途に分立した。

而してその宮内省費は諸官省費と同一に經理する制度であつたため、政府の會計法則の範圍内に在つて予算より決算に至るまでその檢束を受けた。従つて剰余が出ればこれを大藏省に還付しなければならなかつた。これに対して帝室費は政府に於いて交付切としてその經濟に干渉することはなかつた。しかし帝室費を別に經理する成文法規はなく、唯だ慣例によつて便宜これを処分し、勘定結束は宮内省費の振合に倣つて整理していた。また皇族費も政府が交付切として宮内省に渡し、宮内省はこれを受けて各皇族へ分付していた。

然るに明治十六年度以降、宮内省費と帝室費との區別を廢止し、なお皇族費をも併合して一途に帝室費と稱して政府はこれを交付切とし、すべてその經濟に干渉しないものとした。これ以降、皇室經濟は政府會計法の範圍を離れて獨立のものとなつたが、完全に政府會計法の範圍を離れたというわけではなく、予算決算は形式上なおこれを政府に提出した。『明治天皇紀』明治十七年五月一日条には

明治十六年度以降の宮内省費を帝室費及び皇族費と併せ、更に帝室費と稱す、従来此の三費日は各々區別せられたりしが、客月内藏寮を置くに及び、帝室一切の財務を弁せしめんとして、三者を併一したるなり、是れより先、參議伊藤博文の宮内卿に任ぜらる、や、皇室財政の更革を図り、内藏頭杉孫七郎・宮内少輔香川敬三と謀る所ありしが、是の日遂に此の制を頒つ、是れより帝室収入金は總て之れを皇室に納め、歳費は国库より交付を受くるも、其の過剰は還付を要せざることとし、皇室の財政は全く入るを量りて出づるを制するの經濟体

と成れり、然れども臨時の経費は、其の要する所に従ひて国庫より交付を受け、且総て交付を受けたるものは政府に受払決算を証明する例なるを以て、尙政府の干渉を受け、未だ全く独立の経済と謂ふ能はざるなり、○太政官達指令録、皇室財政沿革記

と、この間の事情を記している。

ところで、明治十七年四月二十一日に新に内藏寮を設置、帝室財務を管理せしめることになつたので、この時から皇室の會計法を定めて經理する必要が出てきた。蓋し、會計の事務は因拠すべき原則が定まらないと檢束整理すること不可能であるからであるが、如何せん當時に在つては政府の會計法も未だ完全な基礎が定まらず、国費と帝室費との會計部分も明別し難い実況であつた。そこで軽々しく法則を定めることができなかつたから、暫く従來の仕法即ち政府の法規を因襲し、事物に因て取捨折衷し、以て會計を維持してきたのであつた。

その後、明治十九年三月六日に至つて政府で「歳入歳出出納規則」(全六章八十四箇条、閣令第三号)を制定し、第二条で

此規則ニ掲クル歳出トハ毎年裁定セラレタル予算ニ拠リ国库常用部ヨリ支出スル所ノモノニシテ分テ三部トスル

とし、その第二部に神社の諸費とともに帝室御用度を掲げ、更に第八条で帝室御用度について

帝室御用度ハ内藏頭ノ請求ニ依リ現金ヲ内藏頭ヘ交付シ其出納ハ別段ノ規則ニ拠ルモノトスとの明文を掲げた。そこで始めて国費と帝室費との經理分界も判明したのである。

一方、明治十八年十二月二十二日に

今般太政大臣左右大臣參議各省卿ノ職制ヲ廢シ更ニ内閣總理大臣及宮内外務内務大藏陸軍海軍司法文部農商務通信ノ諸大臣ヲ置ク、内閣總理大臣及外務内務大藏陸軍海軍司法文部農商務通信ノ諸大臣ヲ以テ内閣ヲ組織スなる太政官達によつて内閣制度が新たに創出されたが、ここで宮内大臣が内閣の構成員から外されて、明治十九年二月四日には宮内省独自の宮内省官制も定められた。そこで益々帝室會計を制定せざるべからざる時機が迫つたであつた。

茲に於て明治二十年五月、帝室會計法則取調の命が下されることになつた。その命を下したのは總理大臣兼宮内大臣伯爵伊藤博文であり、そしてその命を受けたのが内藏助飯田巽である。その後宮内大臣が伊藤から土方久元に替つたので、實際に制定に關与したのは土方と宮内次官伯爵吉井友美・内藏頭子爵杉孫七郎であつた。また草案審議に列したのは侍從長兼華族局長侯爵徳大寺実則・皇太后宮大夫兼内藏頭杉孫七郎・皇后宮大夫兼主殿頭諸陵頭子爵香川敬三・式部長侯爵鍋島直大・御料局長官肥田浜五郎・内匠頭堤正誼・主馬權頭心得米田虎雄・書記官内事課長桜井能監であつた。

かくして明治二十一年三月九日に左の如き帝室會計法が制定された。

帝室會計法

第一章 總則

第一條 帝室ノ會計ヲ大別シテ御料産部御資部常用部雜部ノ四部トス

第二條 御料地ノ收入金及御資部ヨリノ移入金ヲ以テ諸料地(即不動産及不動産)
(經濟ニ附随ノ動産)經濟ニ屬スル一切ノ經費ヲ支辨シ

加殖ヲ謀ルヲ御料産部トス

第三條 現存ノ御貯蓄（即動産）ヲ元資トシ爾後年々常用部ノ殘餘其他特殊ノ加挿金等ヲ收入シ尚元資ニ生スル利益ヲ加殖スルヲ御資部トス

第四條 國庫ノ交付金其他ノ雜收入ヲ以テ一切ノ帝室費省費ヲ支出スルヲ常用部トス

第五條 御料産部御資部常用部ノ範圍外ニ在ル種々ノ出納及他ヨリ委托ヲ受テ管守出納スルヲ雜部トス

第六條 御料産部ノ會計ハ御料局長官ヲシテ管理セシム其會計規則ハ別ニ之ヲ定ム

第七條 御資部雜部ノ會計ハ内藏頭ヲシテ管理セシム

第八條 常用部ノ會計ハ總括會計ト分派會計トノ区域ヲ立其總括會計ハ内藏頭ヲシテ管理セシメ分派會計ハ各
部局長ヲシテ主管セシム就テハ總括會計ハ豫算ヨリ決算ニ至ルマテ内藏頭整理ノ責ニ任シ分派會計ニ就テハ
豫算ヨリ決算ニ至ルマテ各部局長其責ニ任スヘシ

但各部局分派會計ハ内藏頭ヲシテ之ヲ監督セシム若シ処分上其議ノ協ハサルコトアルキハ宮内大臣ノ裁決ヲ
請フヘシ

第九條 學習院及華族女学校ノ類ニシテ各部局ト經濟ヲ異ニスル會計ノ經理ハ別段ニ定ムル規則ニ據ルモノト
ス

第十條 會計ハ會計審査會ヲシテ毎年度決算ヲ審査セシム其審査規則ハ別ニ之ヲ定ム

第十一條 會計ハ毎年四月一日ニ起リ翌三月三十一日ニ終ルヲ例トシ之ヲ會計一年度トス

第十二條 會計ハ豫算ニ起リ之ニ據テ出納シ決算ニ終了ス就テハ豫算令達若クハ稟議裁決ヲ得タル經費ハ支出

スルコトヲ得ス

第十三條 會計ハ款項目節ニ別ケ之ヲ整理スヘキ其科目ハ別ニ之ヲ定ム

第十四條 毎年度常用部ノ剩餘金ハ悉皆御資部ヘ移入シ又御料産産部經營費ハ毎年其員額ヲ議定シ御批ヲ仰テ御

資部ヨリ移入スルモノトス

第十五條 御資部ハ勅裁アルニ非レハ収出スルコトヲ得ス

但元資種類ノ變換ニシテ價位減失無キ出入並元資ニ生スル利益ノ收入及運轉ノ爲メ要スル經費ノ如キハ宮内大臣之ヲ裁決ス又他ヘ預ケ金ヲ爲スニハ豫メ内蔵頭ヨリ宮内大臣ヘ其預ケ嚮及有抵當無抵當等ノ認可ヲ請フヘシ其預ケ金ニ就テハ内蔵頭其責ニ任スヘシ

第十六條 内蔵頭ハ常用部雜部ノ兩部間運轉上ニ就テハ互ニ一時繰替貸借ヲ爲シ又經費假出其他ノ一時繰替拂ヲ爲スコトヲ得

但御料産産部御資部ヘ對シテハ繰替貸借ヲ爲スコトヲ得ルモ繰替借ヲ爲スコトヲ得サルモノトス

第十七條 各部局ニ於テハ收入金ヲ以テ直ニ支出金ニ移用スルコトヲ得ス

第十八條 拝借金ヲ請願スルモノアルキハ宮内大臣奏聞ノ上之ヲ裁許シ其処分ハ内蔵頭ヲシテ管理セシム
但有利子無利子有抵當無抵當等ハ其時々之ヲ定ム

第二章 豫算

第十九條 常用部出納ノ豫算ハ省中各部局(職寮局及之ニ準スル課掛及出張所等ニシテ收支主管アル部局ヲ謂フ)ニ於テ毎年度各主管ノ出納金豫算書ヲ調

製シ前年度十二月廿八日ヲ限り之ヲ内蔵頭へ送致シ内蔵頭ハ之ニ因テ常用部總出納豫算書ヲ調製シ各局部ノ豫算書ヲ添テ前年度二月十日限り宮内大臣へ差出スヘシ

第二十條 宮内大臣ハ内蔵頭ヨリ呈出セシ豫算書ヲ裁定シ御批ヲ仰テ前年度三月七日迄ニ之ヲ内蔵頭へ下付シ尚各局部へハ各其主管ノ科目員額ヲ令達ス

第二十一條 御資部出納ノ豫算書ハ内蔵頭之ヲ調製呈出シ宮内大臣ニ於テ裁決ノ上ハ御批ヲ仰テ之ヲ内蔵頭へ下付ス

但豫算書呈出及裁決期限ハ常用部ニ準ス

第二十二條 各局部ニ於テ豫算決定ノ收入金額ヲ増減スヘキコアル乎又ハ豫算外臨時收入スヘキ金額アルルキハ稟議書ヲ作り内蔵頭ヲ經由シテ宮内大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十三條 各局部ニ於テ豫算決定ノ後經費ノ増加ヲ要シ又ハ減額スヘキコアルカ若クハ新起ノ經費ヲ要スルルキハ稟議書ヲ作り内蔵頭ヲ經由シテ宮内大臣ノ裁決ヲ請フヘシ

第二十四條 宮内大臣ニ於テ臨時收入支出ヲ爲スルハ其時々内蔵頭及主管部局へ令達ス

第二十五條 内蔵頭ハ各局部ヨリ呈出ノ豫算及臨時収支増減等ノ稟議ニ對シ各局部へ協議シ又ハ宮内大臣へ由牒シテ其員額ヲ増減スルコトヲ得

第二十六條 前第二十條ノ豫算達第二十一條ノ豫算書下付並第二十二條第二十三條ノ増減又ハ臨時収支ノ稟議裁決ヲ得タル金額及第二十四條ノ宮内大臣令達アリシ金額ハ主管部局ニ於テ納付書又ハ支拂切符ヲ發シテ収支スルコトヲ得

但豫算達及稟議裁定ノ支出金額中實際支出ノ時ニ尚又宮内大臣ノ認可ヲ得テ支出取計フヘキ分ハ豫算達及稟議裁決若クハ令達ノ片特ニ之ヲ示ス

第二十七條 豫算決定ノ上ハ款項ノ各科目員額ハ流用スルコトヲ得ス目ノ各科目員額ハ其収支權衡維持ヲ内藏頭ニ委任ス故ニ各部局ニ於テ彼是ヲ流用スルトセハ内藏頭ノ承認ヲ受クヘシ節ハ流用承認ヲ受クルニ及ハス

第二十八條 各部局ニ於テ豫算決定ノ達ヲ得タルキハ十五日以内ニ又後ニ豫算増減ノ裁決ヲ得タルキハ三日以内ニ其出納期節割合豫算書ヲ調整シテ内藏察へ通知スヘシ内藏察ニ於テ其期節割合異議アルキハ更正セシムルコトヲ得

但爾後期節金額ニ變更ヲ要スルキハ其時々内藏察へ通知スヘシ

第三章 出 納

第二十九條 會計年度前^{マテ}ノ於テ前納又ハ前渡ヲ要スル理由アル出納金アルキハ其時ヨリ其年度出納ヲ開始スルコトヲ得

第三十條 會計年度内ニ出納結了シ得サルモノアルキハ翌年度六月三十日マテヲ各部局會計整理ノ期トシ其期迄ハ出納ヲ爲スコトヲ得内藏察ニ在テハ翌年度九月三十日ヲ以テ各年度出納ヲ閉鎖スルモノトス

但會計審查會ニ於テ審查ノ上更正ヲ要スルモノアルキハ閉鎖後ト雖モ尚其更正出納ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 現金出納ハ内藏察ニ專任シ同察ハ所屬ノ現金取扱方ヲシテ取扱ハシメ各部局ハ現金ヲ取扱ハサルヲ例トス

第三十二條 内藏頭ハ宮内大臣ノ認可ヲ請テ確實ノ銀行ニ現金取扱方ヲ命シ保証品ヲ徴収シテ現金ヲ預ケ出納ヲ取扱シムルコトヲ得

第三十三條 省外ニ在ル各部局ノ現金出納ハ内藏寮ヨリ現金取扱方ヲ分派シテ取扱ハシム

但小支部局ノ現金出納ハ内藏寮ヨリ特ニ其支部局ヘ委託シテ取扱ハシムルコトヲ得

第三十四條 現金ノ出納ハ日々退省時限一時前ニ止ルヲ例トス

但臨時至急ヲ要スルモノハ此限ニ非ス

第三十五條 各部局ニ於テ收入金ヲ納付セントスルキハ納付書ヲ作り其納入ヲシテ現金ト共ニ内藏寮ヘ納付セ

シムヘシ内藏寮ニ於テ之ヲ收入セシ上ハ其納付書ヘ証印ヲ捺シテ其甲号(即チ納付ノ証書)ヲ留メ置丙号(即チ領收証書)ヲ納

人ヘ交付シ乙号(即チ領収済証明書)ヲ主管部局ヘ回付スヘシ之ヲ納付金ノ通式トス

第三十六條 各部局ニ於テ經費金ヲ支出セントスルキハ支拂切符ヲ作り其乙号(即チ枚内切符)丙号(即チ支拂証書)ヲ内藏寮ヘ

送致シ其甲号(即チ現金引換証書)ヲ受取人ヘ交付シ受取証書ヲ徴シ現金ハ其受取人ヲシテ内藏寮ニ就キ受取ラシムヘ

シ之ヲ支出金ノ通式トス

但第二十六條特達ニ由リ其時々認可ヲ得テ支出スヘキ經費ハ稟議書ヲ作り内藏寮ヲ經由シテ宮内大臣ノ認可ヲ受ケ而後本文ノ順序ヲ爲スヘシ又直ニ支拂切符ヲ發スルモノト雖内藏寮ニ於テ不適當ノ支出ト認ムル

キハ之ヲ拒ミ又ハ更正セシムルコトヲ得

第三十七條 各部局ハ支拂切符ヲ作テ受取人ニ交付セハ其經費支拂ヲ了シタルモノトシ爾後其切符現金ノ授受

ハ内藏寮ニ於テ処分シ各部局ハ關係ナキモノトス

第三十八條 各當局ニテ振出ス支拂切符ハ其日付ヨリ起算九十日ヲ現金交換ノ期限トシ其期內ハ他人ヘ取引授受ヲ許スモノトス若シ受取人事故アリテ其期ヲ經過スルキハ内藏寮ヘ請求スルニ随ヒ更ニ切符ヲ作りテ交換スヘシ

第三十九條 各當局ニ於テ既納金過誤アリテ下戻ヲ要スルトキハ各當局會計整理以前ニ在テハ其理由ヲ具シテ直ニ下戻ヲ内藏頭ヘ請求シ承認ヲ得テ支拂切符ヲ發スヘシ整理期以後ニ發見セシ分ハ翌年度ノ支出ニ立ツルモノトシ第二十三條及第三十六條ノ如ク処分スヘシ

第四十條 各當局ニ於テ既拂金過誤アリテ返納ヲ要スルキハ各當局會計整理期以前ニ在テハ其理由ヲ具シテ直ニ内藏寮ヘ納付シ整理期以後ニ發見セシ分ハ翌年度ニ收入ニ組入ルモノトシ第二十二條及第三十五條ノ如ク処分スヘシ

第四十一條 各當局ニ於テ止ヲ得ヌ假出ヲ爲サ、ルヲ得サル經費ハ内藏寮ヘ請求シ一時繰替拂ニ爲スコヲ得ヘシト雖モ速ニ整理シテ返納スヘシ

但旅行携帯用意金ノ如キハ歸着後十日以内ニ返納スヘシ將又用途見込ナキ用意金ハ繰替渡ヲ爲スコヲ得ヌ

第四十二條 建築成功數年ニ涉ルヘキ大工事ハ年度毎ニ工費ヲ區畫シ會計ヲ立而シテ年度毎ニ其現費ヲ以テ決算スヘシ又ハ年度內ニ成功スヘキ見込ヲ以テ着手セシ工事ニシテ其年度會計整理期ニ至ルモ落成シ難キキハ中仕切決算ヲ爲スヘシ但何レモ其残工費ハ更ニ翌年度經費ニ立テ支出スルコヲ得

第四十三條 各當局所屬ノ經費金ヲ支部局又ハ出張官吏其他ヘ通送ヲ要スルキハ總テ内藏寮ニ於テ取扱フヘシ

第四章 決算

第四十四條 各部局ノ長ハ毎會計年度主管ニ屬スル常用部收納金決算書支出金決算書並該年度豫算決算對比表各三通ヲ調製シ翌年度八月三十一日迄ニ其一通ヲ内蔵頭ヘ送致シ其二通ハ内蔵寮ノ照查ヲ要シ翌年度十月三十一日迄ニ宮内大臣ヘ呈出スヘシ

第四十五條 内蔵頭ハ毎會計年度常用部總出納決算書並御資部決算書雜部決算書各二通ヲ調製シ何レモ翌年度十月三十一日迄ニ宮内大臣ヘ呈出スヘシ

第四十六條 宮内大臣ハ前第四十四條第四十五條ノ決算書ヲ受ケ會計審査局ヘ下付ス會計審査局ハ之ヲ審査判定シ其書證印シテ宮内大臣ヘ呈出ス宮内大臣ハ之ヲ裁定シ御批ヲ仰テ後其書鈐印シテ翌年度三月三十一日迄ニ其一通ヲ内蔵頭又ハ各部局長ヘ各之ヲ下付シ其一通ハ會計審査局長官ヘ下付決算ヲ終了ス

第四十七條 出納金ニ屬スル證據書類ハ内蔵寮又ハ各部局ニ格護シ會計審査會ニ於テ對查ヲ要スルキハ之ヲ呈出シ對查終レハ復タ之ヲ内蔵寮若クハ主管ノ部局ヘ保存スヘシ

第五章 雜則

第四十八條 第十八條ニ掲ル貸下金ハ總テ其年度ヲ拂切別段ノ計算ニ立其返納金及利子金ハ既往年度ノ貸下ニ屬スル分ハ勿論當該年度ノ貸下分ト雖モ總テ現収年度ノ雜收入ニ組入ルヲ例トス

第四十九條 各部局ハ工事又ハ物品購入等未來年度ニ屬スルハ勿論當該年度分ト雖モ豫算決定又ハ増額裁決臨時支出裁決外ノモノハ他ヘ對シ約束ヲ爲スヲ得ス

但事柄ニ由リ豫メ約束ヲ爲サ、ルヲ得サルモノアラハ内蔵頭ヲ經由シテ宮内大臣ノ允許ヲ請ヘシ

第五十條 通常歳出ニ屬スル需要物品ニシテ豫メ購入爲シ置クモノハ主管部局ニ於テ諸物品受拂ヲ證明スル帳簿ヲ置キ恒ニ其残額ヲ整理スヘシ但年度末ニ至リ残品アルトキハ次年度へ繰越ニ立ルコトヲ得

第五十一條 贈與品若クハ容易ニ購入シ難キ物品ニシテ宮内大臣ニ於テ必用ト認ル分ハ年々總金額ヲ定メ經費

外豫備品トシテ購入爲シ置コトヲ許ス尤其豫備品ハ主管部局ニ於テ其時々稟議書ヲ作り内蔵頭ヲ經由シテ宮内大臣ノ許可ヲ請テ購入シ而シテ別段ニ帳簿ヲ備ヘテ登記保管シ(經費ニ非サルカ故第十九條第二十三條ノ豫算及増額ノ稟議順序ヲ爲スニ及ハス別段ノ稟議ヲ以テ購入シ隨テ別段ノ帳簿へ登記スヘキモノ)實際スルキニ於テ其金額ヲ正當科目ニテ拂ニ立豫備品代ヲ戻入ヘシ

但年度末ニ至リ豫備品アルキハ次年度へ繼續スルヲ例トス

第五十二條 物品購入及請負業事ハ現ニ納メ済ノ物品若クハ造作ヲ了セシ事業ニ應シ仕拂ヲ爲スノ外前金ヲ渡スヘカラサルモノトス若シ止ヲ得ス前金ヲ爲サ、ルヲ得サルコトアルキハ其事由ヲ詳悉シ或ハ抵當品ヲ徵スルモノトシ内蔵頭ヲ經由シテ宮内大臣ニ認可ヲ請フヘシ

第五十三條 業事請負人等ヨリ身元保證ノ爲メ金品(現金又ハ證券)ヲ預ルヘキコトアルカ又ハ其他ノ事由ニテ他ヨ

リ金品ヲ預ルヘキコトアルキハ必ス内蔵寮ニ預ケ入各部局へ存置セサルモノトス

第五十四條 各部局不用品ハ内蔵寮ヲ經由シテ宮内大臣ノ裁決ヲ受ケ后入札法ヲ以テ拂下ヘシ

第五十五條 帝室ノ工事又ハ事業費ヲ補フ爲メ獻金ヲ爲スモノアリテ之ヲ許可スルキハ現ニ收受スルキノ年度

常用部へ引入其目的ノ工事費事業費ニ仕用スヘシ

第五十六條 會計ノ順序及帳簿計表等ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

但帳簿計表様式ハ各部局區々ナキヲ要シ内蔵寮ヲシテ管理セシム尤内蔵寮及各部局ノ帳簿計表様式ヲ變更セントスルキハ内蔵頭ヨリ宮内大臣ヘ申牒認可ヲ受クヘシ

第五十七條 内蔵寮并各部局會計書類帳簿計表及現金諸物品存立額ヲ會計審査會ニ於テ検査スヘシ又内蔵寮ニ於テハ臨時各部局ノ會計書類帳簿計表ヲ査閱スルコトヲ得

右の皇室會計法は理論よりも實際を重んじ、また諸外国の法を参照したりせず、主として政府の會計法に倣つて立案されたが、その概略は以下の如くである。まず、皇室の會計を大別して御料産部・御資部・常用部・雑部の四部とした。御料産部とは御料地の収入金及び御資部よりの移入金で諸料地（不動産及び不動産經濟に附随する動産）經濟に属する一切の経費を支弁し加殖を謀るものであり、御資部とは現存の御貯蓄（動産）を元資として爾後年々常用部の残余その他特殊の加挿金等を収入し、なお元資から生じる利益を加殖するものであり、常用部とは国庫の交付金その他の雑収入を以て一切の皇室費省費を支出するものであり、雑部とは御料産部・御資部・常用部の範圍外に在る種々の出納及び他より委託を受けて管守出納するものであつて、御料産部の會計は御料局長官が、御資部・雑部の會計は内蔵頭が、常用部の會計は総括會計は内蔵頭が、分派會計は各部局長が主管することになつていた。御資部から御料産部に移入したのは、当時まだ御料經濟が軌道に乗つていなかったからである。以上の外、学習院や華族女学校の會計經理は別途これを定めることにした。皇室會計は毎年四月一日から翌三月三十一日までを、會計審査會が審査することになつていた。

三 明治二十四年の皇室会計法

明治二十三年になると、会計法改正の取調が経費取調委員に対して命じられ、該委員が改正按を審議呈出し、宮内大臣はこれを帝室制度取調局に下して審議せしめる予定であったという。なぜ帝室制度取調局がここに出てくるのか、その理由は定かでないが、それを推測する一史料として、明治二十二年に帝室制度取調委員長柳原光が宮内大臣土方久元に提出した「皇室ニ監計府ヲ建設スルノ議」(国立国会図書館憲政資料室所蔵三条実美文書、文書の部三九の35)がある。その中で柳原は

皇室ノ財政多端ニシテ出納ノ額夥多ナルトキハ其間浪費濫出ノ弊ヲ生シ易シ、故ニ其会計監督ノ良否ハ當ニ皇室財政ノ得喪ニ係ルノミナラス、其極ヤ累ヲ聖徳ニ及ホサ、ルヲ保チ難シ、豈ニ戒慎シテ前途ノ計画ヲ思ハサルヘケンヤ、帝室会計審査局ノ設置タル職是之ニ由ル、其主旨称美スヘシト雖モ惜ムラクハ其官制権限未タ完全ナラサルヲ、何トナレハ其長官タリ宮中若クハ省中ノ勅任官ヲ以テ兼任セシメ、審査官三人ハ省中奏任官ノ兼任タリ、其局常ニ設ケス、抑会計ノ事タル常ニ之ヲ監督検査スルモ猶ホ紛雜汎濫ヲ恐ル、然ルヲ況ンヤ局常設ニアラス、官専任ナラサルニ於テオヤ、

云々と述べ、会計監査の観点から「独立不羈」の監査機関を設置するように建議し、最後に「皇室会計法ハ追テ將ニ建議セントス」と言っており、皇室会計法に並々ならぬ関心を寄せていたのである。

しかし明治二十三年十月二十日に帝室制度取調局が廃止せられたため、委員の成案を以て経済會議に図った。こ

の皇室會計法改定の衝に方つたのは宮内大臣子爵土方久元・宮内次官伯爵吉井友実・内蔵頭子爵杉孫七郎であり、起草者は内蔵助飯田巽であり、またこれを調査審議した委員長は内蔵頭杉孫七郎、委員は皇后宮大夫子爵香川敬三・帝室會計審査局長花房義質・内匠頭堤正誼・書記官内事課長股野琢・書記官調査課長山崎直胤・内蔵助飯田巽・調度局主事麻見義修・書記官内事課次長田辺新七郎・御料局主事佐々木陽太郎、これを議定した經濟會議員は内大臣公爵三条実美・樞密院議長伯爵伊藤博文・大蔵大臣伯爵松方正義及び宮内大臣・宮内次官・内蔵頭・御料局長・帝室會計審査局長等であつた。

なお『秘書類纂帝室制度資料』上巻二八三頁以下には皇室會計法草案が二種類翻刻されており、そのうち一種は「過般經濟會議ニ於テ議決セシ原按ニ対シ修正シタル箇所ハ各条頭ニ記載ス」との識語のある全四章五十七箇条の草案であり、後者は全四章五十三箇条の草案である。而して後者と殆ど同一の草案が三条家文書（三九の36）中にもあり、これには以下のような書翰が添えられている。

拜啓皇室典範第四十八条ニ所謂皇室會計法案別冊之通致起草候間午御面倒御高覽何分ノ御意見至急御申越被下度此段得御意見候敬具

明治廿三年十月十八日

宮内大臣子爵土方久元

皇室御財政参与

内大臣公爵三条実美殿

尚々自然御會議相關候方可然御考ニ候得者御都合之期日ニ相催可申此段申添候也

そして、この草案を更に修正、上裁を仰いで明治二十四年三月二十四日に新たに全四章五十七箇条からなる「皇室會計法」が施行されることになったのである（ちなみにこれより先、明治二十二年三月十一日に内大臣三条実美・枢密院議長伊藤博文・大蔵大臣松方正義を皇室財政の参与としていた。『明治天皇紀』同日条）。

皇室會計法

第一章 總則

第一條 皇室會計法ハ皇室財政經理ノ典則ヲ云

第二條 皇室ノ會計ヲ大別シテ御料部御資部常用部トス

第三條 會計ハ其歳入歳出ノ性質ニ由リ科目ヲ設ケ豫算ヲ定メテ之ヲ經理ス

第四條 皇室ノ會計年度ハ曆年ニ據ル

毎年度ノ歳入歳出ハ次年七月三十一日迄ニ之ヲ完結ス

第五條 各年度ニ於テ決定シタル經費豫算額ヲ以テ他ノ年度ニ屬スヘキ經費ニ充ルコトヲ得ス

第六條 前年度已前ニ係ル出納ノ脱落若クハ過誤訂正ノ爲メ收支ヲ要スルトキハ現ニ發見セシ年度ノ歳入歳出ニ立ツ

第七條 工事ノ請負及物件ノ購入拂下ハ競争ニ付スルモノトス

但特旨ニ出ル購入及特ニ競争ニ付セサルコトヲ規定シタルモノハ此限ニ非ス

第八條 御料部會計ハ御料局長之ヲ經理ス

御資部會計ハ内蔵頭之ヲ經理ス

常用部會計ハ内蔵頭之ヲ總括經理シ其各部局主管ニ係ルモノハ其部局長之ヲ經理ス

第九條 現金ノ管守出納ハ御料部ニ係ルモノハ御料局長ニ專任シ其他ハ總テ内蔵頭ニ專任ス

御料局長内蔵頭ハ宮内大臣ノ認可ヲ請ケテ銀行ニ現金取扱方ヲ命スルコトヲ得

第十條 皇室ノ會計ハ皇室會計審査局ヲシテ審査セシム其審査條規ハ別ニ之ヲ定ム但御内儀用并皇太后宮皇后

宮東宮一家ヲ立サル御直宮ノ内經濟會計其他皇族家費ハ審査ノ限ニアラス

第二章 御料部會計

第十一條 御料部ノ財本ハ之ヲ二種ニ区分シ第一種御料第二種御料トス

第一種御料ハ世傳御料ニ編入シタル土地森林原野トス

第二種御料ハ世傳御料ニ編入セサル土地森林原野并御料ノ事業ニ係ル營造物其他ノ物件トス

第十二條 土地ハ其地質ニ應シテ適當ノ事業ヲ施スヘキモノトス但經濟ノ便宜ニ由リ之ヲ貸付シテ料金ヲ收ムルコトヲ得

諸事業及地貸付ニ關スル條規ハ別ニ之ヲ定ム

第十三條 第二種御料ニ屬スル土地物件ハ正當ノ事由アルニ於テハ賣却讓與又ハ除却スルコトヲ得其賣却代金ハ基金ニ移入ス

第十四條 御料部ハ財本ノ經濟ヲ主トシ其財本及事業ヨリ生スル収入ヲ以テ歳入トシ御料ニ係ル經費ヲ以テ歳

出トス

歳入ヲ以テ歳出ヲ支辨シ其殘餘ハ基金ニ加殖ス

作業ニ屬スル収入ハ直ニ支出ニ移用シ其純益ヲ以テ歳入トス

第十五條 御料部ハ特ニ基金ヲ備ヘ左ノ用途ニ供ス

一 事業ニ要スル運用金

一 歳入ニ先チ歳出ノ假用

一 事業ヲ興シ又擴張スルトキ若クハ歳入出相償ハサルトキノ補足

第十六條 基金ハ經濟上ノ便宜ニ由リテハ其幾部ヲ株券公債證書若クハ大藏省證券ニ換置スルコトヲ得其種類

制限ハ豫メ之ヲ定ム

第十七條 御料部會計ハ左ノ如ク区分シテ之ヲ經理ス

一 財本會計

一 基金會計

一 經常會計

一 作業會計

一 雜部會計

第十八條 御料ノ事業ニ關セサル土地及附屬物件ノ購入ヲ要スル金員ハ御資部ヨリ御料部財本ニ移入ス

第十九條 御料ノ事業ニ關シ購入シタル土地及附屬物件ハ直ニ御料部財本ニ加ヘ其代金ハ歳出ニ立ツ

第二十條 基金經濟上ノ便宜ニ由リテハ御資部ヨリ繰替借ヲ爲スコトヲ得其返戻ハ次年度ニ涉ルコトヲ得ス但用途ノ性質ニ由リ年期ヲ定メ之ヲ返戻スルコトヲ得

第二十一條 御料部ハ歳入ノ假納歳出ノ假出ヲ爲スコトヲ得其精算ハ次年度ニ涉ルコトヲ得ス

第二十二條 毎年度豫算中ニ豫備金ヲ置キ避ク可カラサル豫算ノ不足ヲ補ヒ又ハ豫算外ニ生シタル支出ニ充ツルコトヲ得

第二十三條 御料部ハ金圓ヲ借入又ハ貸出スコトヲ得ス

第二十四條 御料部ハ大藏省又ハ銀行ニ預ケ金ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 一年度内ニ竣功スヘキ工事製造其他ノ事業ニ係ル費途ニシテ其年度内ニ支出ヲ了スル能ハサル事由アルモノハ之ヲ次年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第二十六條 數年ヲ期シ竣功スヘキ工事製造其他ノ事業ニ係ル費途ハ繼續費トシ毎年度ノ残額ヲ竣功年度マテ繰越ニ使用スルコトヲ得

第二十七條 財本ノ會計ハ毎年度内現ニ出納セシモノヲ以テ年度末日ニ完結シ累計額ヲ以テ順次後年度ニ繰越ス

第三章 御資部會計

第二十八條 御資部ハ現存ノ御貯蓄（即動産）ヲ財本トシ爾後歳入出ノ残餘其他常用部ノ残餘移入特殊ノ加挿金等ヲ以テ其財本ニ加フ

第二十九條 御資部ハ財本ノ經濟ヲ主トシ其財本ヨリ生スル収入ヲ歳入トシ其財本ニ係ル經費ヲ歳出トス

第三十條 御資部會計ハ左ノ如ク之ヲ經理ス

一 財本會計

一 歳入出會計

第三十一條 御資部財本ハ御料部基金若クハ特別會計ノ事業資本ニ分置スルコトヲ得其異動ハ更ニ分置スルモノハ直ニ之ヲ訂正シ其他ハ毎年度其會計完結ノ上之ヲ訂正ス

第三十二條 御資部財本ハ御料部常用部ニ移入シ及特旨ニ出ルモノ、外支出スルコトヲ得ス

第三十三條 御資部財本ニ編入スヘキ動産ノ種類制限ハ豫メ之ヲ定ム

第三十四條 御資部ハ時宜ニ由リ特ニ裁可ヲ經テ金圓ヲ借入ル、コトヲ得

第三十五條 御資部ハ金員ヲ貸出スコトヲ得ス但常用部歳出補足ノ爲メ假貸シ次年度ニ於テ返入スルハ此限ニアラス

第三十六條 御資部ハ常用部ヨリ一時繰替借ヲ爲シ御料部常用部ニ一時繰替貸ヲ爲シ又歳入ノ假納歳出ノ假出ヲ爲スコトヲ得其返戻ハ次年度ニ涉ルコトヲ得ス但御料部ニ對スル繰替貸ハ用途ノ性質ニ由リ年期ヲ定メテ之ヲ返戻スルコトヲ得

第三十七條 御資部ハ大藏省又ハ銀行ニ預ケ金ヲ爲スコトヲ得

第三十八條 御資部ハ總テ毎年度内現ニ出納セシモノヲ以テ年度末日ニ完結シ其財本ノ累計額ヲ以テ順次後年度ニ繰越ス

第四章 常用部會計

第三十九條 常用部ハ國庫ヨリ支出ノ皇室費其他常用部ニ編入スヘキ性質アル收入ヲ歳入トシ皇室諸般ノ經費事業費等ヲ以テ歳出トス

第四十條 常用部ノ會計ハ左ノ如ク区分シ各其主管ヲ定メテ之ヲ經理ス但皇太后宮費皇后宮費東宮費一家ヲ立サル御直宮費ハ常額ヲ定メテ支出シ別ニ内經濟ヲ立ツ

一 總括會計

一 分派會計

一 特別會計

第四十一條 常用部歳入歳出ハ經常ト額外ト臨時トヲ區別シテ之ヲ經理ス

第四十二條 經常歳出ハ各科目ニ就キ豫メ將來ノ固定歳額若クハ概定歳額ヲ定ム

第四十三條 常用部ハ毎年度豫算中ニ豫備金ヲ置キ歳費豫算外ニ生スル支出ニ充ツ

第四十四條 事業資其他ノ事件費ニシテ別途經濟ヲ必要トスルモノハ常額ヲ定メテ支出シ特別會計ヲ立ツ

第四十五條 未渡金回送金及受託管守ニ係ル出入ハ雜部トシ特別會計ヲ立ツ

第四十六條 分派會計ニ係ル收入金ハ總テ各主管部局長ヨリ内藏寮ニ納付スヘシ直ニ支出ニ充ルコトヲ得

特別會計ニ係ル收入金ハ直ニ支出ニ充ルコトヲ得

第四十七條 分派會計ニ係ル支出金ハ各主管部局長ヨリ内藏寮ニ對シ支拂切符ヲ發シテ其支出ヲ要求スルモノ

トス特別會計ニ係ル支出金ハ内藏寮ニ寄託シ各主管部局長ヨリ引出切符ヲ發シテ其支出ヲ要求スルモノトス
第四十八條 土木其他ノ事件ニ係ル經費ニシテ支出數年ニ涉ルヘキモノハ繼續費トシ數年ニ分割會計ヲ立ルコ
トヲ得

第四十九條 各年度ニ於テ決定シタル經費豫算額ノ内其年度ニ於テ支出ヲ了スル能ハサル事由アルモノハ現支
出額ヲ以テ決算シ其豫算殘額ヲ次年度所屬ノ歳出ニ移スコトヲ得

此場合ニ於テハ其豫算殘相當ノ金額ヲ次年度ノ歳入ニ繰入ル、コトヲ得
第五十條 分派會計ニ係ル各年度ノ豫算殘額ハ次年度ニ繰越スコトヲ得ス

特別會計ニ係ル各年度ノ殘餘ハ次年度ニ繰越若クハ豫備資ニ積立ルコトヲ得

第五十一條 總歳入ヲ以テ總歳出ヲ支辨シ剩ル所ノ金額ハ第四十九條ノ次年度繰入額ヲ除クノ外總テ御資部ニ
移入ス

第五十二條 非常ノ事件ニ係ル經費ヲ要シ歳入歳出相償ハサルコトアル年ハ御資部ヨリ移入ヲ受ケテ之ヲ補足
ス

第五十三條 常用部ハ金圓ヲ借入ル、コトヲ得ス但歳入出相償ハサルコトアル年ハ御資部ヨリ假借シテ補辨ス
ルコトヲ得此場合ニ於テハ次年度ニ於テ之ヲ返戻ス

第五十四條 常用部ハ特旨ニ出ルモノ、外金圓ヲ貸出スコトヲ得

第五十五條 常用部ハ御資部ヨリ一時繰替借ヲ爲シ御資部其他ニ一時繰替貸ヲ爲シ又歳入ノ假納歳出ヲ爲スコ
トヲ得但其返戻ハ何レモ次年度ニ涉ルコトヲ得ス

第五十六條 常用部ハ利殖ノ經濟ヲ爲スコトヲ得ス但特別會計ニ屬スルモノハ此限ニアラス
第五十七條 年度ニ先チ出納ヲ要スルモノアルトキハ其年度豫算決定セシ上其出納ヲ開始スルコトヲ得

ところで、『明治天皇紀』明治二十四年三月二十四日の条には、この皇室會計法制定に關して

是れより先、宮内大臣子爵土方久元帝室會計法を改正せんとし、明治二十二年十月之れを経費定額取調委員の議に付し、屢々修正審議して漸く成案を得、之れを皇室經濟會議に諮り、上裁を仰ぎ、是の日皇室會計法を定む、乃ち皇室財産經理の典則を規定するを以て皇室會計法とし、皇室會計を大別して御料部・御資部・常用部とし、前會計法の雜部を廢す、而して各部の會計管理・予算・出納・決算の方式等は前會計法及び會計經理要領に定めたる所に異なるなしと雖も、會計期を曆年に改正し、各年度の予算額を他の年度に属すべき經費に充つることを許さず、事業費の經濟を特別會計として之れに伴ふ処理法を定め、皇太后宮其他各宮費の内經濟會計を立て、内經濟會計並びに御資中御内儀用及び皇族家資を帝室會計審査局審査の限外に置ける等、其他改正する所多し、仍りて又皇室會計条規を定めて、會計事務の例則を規定するものとし、常用部特別會計規則・各宮内經濟會計規則等を定む（○經濟會議録、例規録、皇室財政沿革記）

と書き、皇室會計法の主たる変更点を列挙しているが、ここには重要な事項が抜け落ちている。それはすなわち御料部財本を第一種御料と第二種御料とに分け、第一種御料を「世伝御料ニ編入シタル土地森林原野」とし、第二種御料を「世伝御料ニ編入セサル土地森林原野并御料ノ事業ニ係ル营造物其他ノ物件」としたことである。かつて拙稿「明治二十三年の世伝御料勅定について」（『早稲田人文自然科学研究』第四十四号）で述べたように、皇室會計法が立

案せられているころ、並行して世伝御料の勅定作業が行なわれていたが、例えば明治二十三年八月二日に枢密院で配布せられた「世伝御料勅定ノ件」に

御料中世伝御料ノ勅定アルニ於テハ其他ノ御料ハ御私料ト為ササルヲ得ス既ニ御私料タリ御私産タルニ於テハ立憲制ノ理義ニ依テ普通法律ノ範圍内ニ於テ処分セラル、ノ盛意ヲ示サレ凡ソ私有ノ財産ハ其所有者ノ何人タリ其所有權移転ノ如何ニ依テ之ニ附帶スル權義ニ差違ナカラシムヘシ即チ世伝御料外ニ屬スル財産就中土地ハ丈量地価ヲ付シ當ニ地方稅郡市町村費ヲ負担スヘキノミナラス進テ國稅ヲモ負担スヘシ其主管者ハ一個法人ノ管理者ト同ク其財産ニ付權義ヲ有スヘシ

御料地ノ名称ハ世伝御料地ニ限り他ハ宮内省附屬地等ヲ用キテ判然之ヲ分別スルヲ要スト雖モ未タ適當ノ名稱ヲ得サルニ因リ暫ク単ニ御料地ト称スヘシ

とあつて、世伝御料に属さない御料の名称をどうするか、まだ決定していなかった。同年十月十八日に宮内大臣土方が内大臣三条に提出した「皇室會計法案」では

第十条 御料部ノ財本ハ之ヲ二種ニ区分シ第一種御料第二種御料トス

第一種御料ハ皇室典範ニ拠リ世伝御料ニ編入シタル不動産トス

第二種御料ハ世伝御料ニ編入セサル不動産トス但經濟ノ便宜ニ由リ動産ヲ以テ財本トスルコトヲ得

とあるから、この時点では御料部財本を二種に区分するという大體の方針が定まっていたらしい。但しこれがまだ確定的ではなかったことは、帝室會計審査局の書記官で調査課長であつた山崎直胤が「皇室財産ニ関スル規定」案（梧陰文庫A七。「井上毅伝史料篇」第二、二九五頁以下）で御料財産を區別して第一種第二種第三種とし、第一種御料は皇

室公産たる世伝御料、第二種御料は皇室私産、第三種御料は天皇の私産としていたことでも知られる。この山崎案に対して井上毅は十二月十日、山崎に宛てて

古典ヲ按スルニ古ノ所謂ミヤケニ二種ノ別アリタルコトハ皇室典範義解ニ載セタル所ノ如シ、神功皇后ノ三韓征服ノ地ヲミヤケト為シタマヘルカ如キハ即チ皇室公料ニシテ私産ニ非サルコト著シ、又私所ヲ献納セシメタルカ如キハ名代ノ為メニミヤケヲ設ケラレタルカ如キハ即チ私産ナリト知ラル、故ニ皇室典範義解ニ据レハ蓋典範ノ主義ハ二種ニ在リテ三種ニ非サルナリ、

と書き(井上毅伝史料篇「第二、二九四頁)、皇室財産は世伝御料と世伝御料に非ざる御料との二種類に區別すべきであると主張している。結果的には、この井上の主張が採用されて、皇室会計法でも御料を二種に區別したと言うことが出来よう。

なお、世伝御料に属さない御料は、各種草案段階では課税をすることになっていたが、結局、課税されないままに推移した。明治三十一年四月に内蔵頭渡辺千秋が提出した「総提」(「秘書雜纂」一、一七二頁以下)の中に「皇有土地物件ノ事」と題する一項があつて、そこに「皇家私有財産ト視做スベキ動産不動産ニ課税ノ如何及ビ将来皇室財産所用ニ際シ官有地受授ノ手續其他皇族所有地制限等ヲ予メ審定スベキノ議」との要領が書かれ、更に

皇家宝祚ニ属スル土地ハ世伝御料トシ既ニ之ヲ勅定公告セラレタリシモ、其私法上ノ財産ト視做スベキ動産不動産少シトナサス、是等ニ対シテハ普通法律ノ範圍内ニ於テ処理セラルヘキカ、将タ特別ノ法規ヲ立テラルヘキカ、未タ一定ノ制規ナシ、故ニ世運ノ変遷ニ従ヒ必ヤ他日帝室ニ関スル多少議論ノ種子タルヲ免レサラシ、蓋立憲制ノ理義ニ於テ帝室私有財産トシテハ其權義或ハ人民ト差異無ルヘキカ、果シテ然レハ其動産不動産タ

ル土地物件ニ対シ国税ハ勿論府県税郡市町村税ノ負担、若クハ東京其他ニ於ル離宮御用邸等ノ土地家屋ニシテ其世伝御料ニ係ルモノハ仮令租税ノ賦課地方費ノ負担ナキモノトスルモ、或ハ慈仁ノ 聖旨ヲ以テ若干ノ補助金ヲ下賜セラル、モノアルヘキカ、渾テ皇有財産ニ関スル各種賦課有無多少ノ程度如何ニ依リ将来會計経済ノ計画ニ一大變動ヲ来シ、御料事業ノ伸縮有価証券所有ノ多寡等ニ関係少カラス、随テ損益利害異日大ニ反対ノ結果ヲ見ルモ亦知ルヘカラス、且今後帝室所用ニ係ル離宮其他生産的經營ニアラスシテ官有地ヲ要スル場合之カ処理ハ確定セサル可ラス、目下播州明石城址ニ関スル事件ノ如キ是ナリ、其他皇族賜邸地ノ外ニ於テハ其所有ニ制限ナキヲ以テ生産的事業地及ビ別邸等多クハ別当家令ノ名義ヲ以テ其所有ヲ塗抹シアルガ如キハ名実相反スルノミナラス、将来皇族家政ノ如何ニ関係シ直チニ帝室財計ニ影響スルモノナレハ、是等規程モ亦忽諸ニ付ス可ラス、要之皆以テ予メ審議セラルヘキ緊要ノ事項ナリトス、今日事皇家ノ利害ニ属スルヲ以テ、互ニ相避ケ黙々ノ間ニ放擲シ、他日紛争物論ノ生スルニ際シ倉皇著手スルガ如キハ策ノ得タルモノニ非ルヘキヲ信ス、

(読点、島)

と、皇家私有財産及び皇族所有地の法的な性格を早急に明確にするよう主張している。けれどもこの後も、世伝御料以外の不動産に課税するか否かは曖昧なままにされ、結局、昭和二十年に至るまで課税されることはなかった。といったどのような意見によつて課税されないことになったのか、その理由を追求するのが今後の課題である。